

【10月4日】

【法改正】（参照：[健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について](#)）

・ P 74 1章 健康保険法 37 課 (2)

前 40万4,000円

後 40万8,000円

前 1万6,000円

後 1万2,000円

※ 合計額の「42万円」は変わりません。

【11月21日】

・ P 150 2章 国民年金法 31 課 (1)①

⇒以下の二行をカット

（参照：[寡婦年金：日本年金機構](#)）

【4月12日】

【法改正】（参照：[延滞金の割合](#)）

・ P 86 1章 健康保険法 43 課 (5) 下から4～3行目

前：特例基準割合 (R3=1.5)

後：特例基準割合 (R4=1.4)

・ P 135 2章 国民年金法 23 課 問題下+a 1行目

×：翌日

○：翌月

・ P 210 3章 厚生年金保険法 19 課 (5)

×：(3)と同様

○：(4)と同様

【法改正】（参照：[国民健康保険法施行令の一部を改正する政令](#)）

・ P 258 4章 社会保険に関する一般常識 4 課 (5)

前：①基礎賦課額（医療分）63万円

後：①基礎賦課額（医療分）65万円

前：②後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）19万円

後：②後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）20万円

※ ③介護納付金賦課額（介護分）の上限額は、変わりません。